

労働衛生教育の進め方

産業医科大学産業生態科学研究所 ● 堀江正知

1. 労働衛生教育を実施する理由

1) 労働衛生教育の意義

労働衛生管理において、作業環境管理、作業管理、健康管理という労働衛生の3管理を支える基盤として、事業場における労働衛生管理体制と労働衛生教育の2つが重要とされ、3管理と合わせて5つの柱と称されている。労働衛生教育は、就業に伴う傷病の発生や増悪のリスクを低減するための知識や技術の付与を目的として、安全教育と合わせて安全衛生教育として実施されることもある。なお、一般的な健康知識を普及して保健行動を推進することを目的とした健康教育を労働衛生教育に含めて考える場合もあるが、本稿では含めずに論じる。

実際に、3管理に基づいて、快適な作業環境を整え、最新の設備や道具をそろえ、就業適性のある労働者を配置しても、就業に際して、職場上司の指示、労働者の認識や行動、労働衛生スタッフの助言のいずれかが不適切であれば、就業に伴う傷病が発生しかねない。たとえば、労働者は、局所排気装置の維持管理方法や保護具の使用方法について正しい労働衛生教育を受けていなければ、結局、有害要因にばく露されてしまう。また、科学的知見の発達、技術革新の進展、就業形態の多様化、社会経済情勢の変化に伴い、多様化する健康リスクを含めた新しい考え方や管理手法は、労働衛生教育によって知識を常に更新していくなければならない。

2) 事業者の法的義務等

労働安全衛生法（以下、安衛法）は、事業者が総括安全管理者に統括管理させなければならない事項の1つ

表1 労働安全衛生法が規定する労働衛生教育の種類

雇入れ時教育	（安衛法第59条第1項、安衛則第35条）*
作業変更時の教育	（安衛法第59条第2項、安衛則第35条）**
特別教育	（安衛法第59条第3項、安衛則第36～39条）**
職長教育	（安衛法第60条、安衛則第40条）
危険有害業務従事者の教育	（安衛法第60条の2、安衛則第40条の2）+
安全衛生業務従事者に対する能力向上教育	（安衛法第19条の2、安衛則第24条）+
健康教育	（安衛法第69条）+

*違反した事業者は50万円以下の罰金
**違反した事業者は6ヶ月以下の懲役
+努力義務

（安衛法第10条第1項第2号）に「労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関するこ」を規定し、産業医に行わせなければならない事項の1つ（安衛則第14条第1項第6号）に「衛生教育に関するこ」を規定し、衛生委員会に調査審議させる事項（安衛則第22条第2号）に「衛生教育の実施計画の作成に関するこ」を規定している。そして、最低限実施すべき法定教育について、対象者ごとに分けて規定している（表1）。また、安全衛生教育要綱（平3.1.21基発第39号、最新改正平9.2.3基発第66号）が示されており、経営首脳者に対する安全衛生セミナーや安全衛生専門家に対する実務向上研修など法定教育以外の教育についても包括的に示されている。

ところが、労働衛生教育には、一般定期健康診断のように行政報告の義務がないことおよび事業者の裁量で省略できる部分もあることから、事業者によっては自らに法的な義務があることを認識していかなかったり実施していかなかったりすることがある。しかし、実際には、労働基準監督署が事業場の臨検に訪れたときの質問や業務上の傷病が発生したりしたときの検証では、労働衛生教育が適切に実施されたかどうかについて実施記録が点検されることになる。そこで、産業医や衛生管理者は、事業者が労働衛生教育に関する法的義務をきちんと果たすよう助言や指導を行うことが求められる。

2. 労働衛生教育の種類と内容

1) 雇入れ時教育・作業内容変更時の教育

雇入れ時教育は、すべての労働者を対象に、雇入れ時に実施しなければならない基本的な労働衛生教育である。具体的には、業務の遂行方法や人事規定について教育する新入社員教育において、安全衛生面から表2の事項を加えた教育カリキュラムを組む必要がある。

雇入れ後は作業内容を変更するごとに、変更された内容を中心に、改めて表2の事項に関して作業内容変更時の教育を実施しなければならない。

なお、派遣労働者については、雇入れ時教育は派遣元事業者に実施義務があるが、作業内容変更時の教育は派遣元と派遣先の両方の事業者に実施義務がある。また、季節労働者については、送出地において、労働災害を防止するた

表2 雇入れ時教育または作業内容変更時教育の内容
(安衛法第59条第1項、安衛則第35条)

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性の及びこれらの取扱い方法に関するこ。
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関するこ。
- 作業手順に関するこ。
- 作業開始時の点検に関するこ。
- 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関するこ。
- 整理、整頓及び清潔の保持に関するこ。
- 事故時等における応急措置及び退避に関するこ。
- 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

表3 特別教育の内容の告示

安全衛生特別教育規程（昭47.9.30労働省告示第92号、最新改正平13.4.25厚生労働省告示第188号）
四アルキル鉛等業務特別教育規程（昭47.9.30労働省告示第125号）
高気圧業務特別教育規程（昭47.9.30労働省告示第129号、最新改正昭56.4.10労働省告示第37号）
酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭47.9.30労働省告示第132号、最新改正昭57.5.20労働省告示第43号）
透過写真撮影業務特別教育規程（昭50.6.26労働省告示第50号）
粉じん作業特別教育（昭54.7.23労働省告示第68号）
核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平12.1.20労働省告示第1号）
石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平17.3.31厚生労働省告示第132号）

表4 粉じん作業特別教育の内容（昭54.7.23 労働省告示第68号）

科目	範囲	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	粉じんの発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1時間
作業場の管理	粉じんの発散防止対策に係る設備及び換気のための設備の保守点検の方法 作業環境の点検 清掃の方法	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	呼吸用保護具の種類、性能、使用方法及び管理	30分
粉じんに係る疾病及び健康管理	粉じんの有害性 粉じんによる疾病的病理及び症状 健康管理の方法	1時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び粉じん障害防止規則並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）中の関係条項	1時間

めの安全衛生の基礎的知識に関する教育を実施するよう行政指導されている。

2) 特別教育・危険有害業務従事者の教育

特別教育は、アーケ溶接業務、高気圧業務、四アルキル鉛業務、酸素欠乏危険作業、特殊化学設備の業務、エックス線・ガンマ線による透過写真撮影業務、特定粉じん作業、廃棄物焼却施設業務、石綿使用建築物等解体業務に就業する労働者を対象に、就業時に実施しなければならない教育である。業務ごとに求められる特別教育の内容と最低限実施しなければならない時間は、厚生労働省が特別教育規程として告示している（表3）。具体的な教育内容は、作業や機械の有害性や危険性、保護具や安全装置の取扱い方法、業務に関連する疾病的予防方法、整理、整頓および清潔の保持、異常時の対応、救急措置、関係法令などが含まれるべきであることが示されており、粉じん作業特別教育の内容を表4に例示する。また、特別教育の実施記録は3年間保存しなければならない。

有機溶剤取扱い作業や特化物取扱い作業など危険有害業務のうち特別教育が必要な業務でないものについては、特別教育に準じた教育を、安全衛生教育推進要綱にしたがって、就業時に実施することが望ましい。具体的な内容は、作業の種類別に「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について（昭59.6.29基発337号）」などの行政通達において示されている。

危険有害業務従事者の教育は、特別教育が必要な業務であるかどうかにかかわらず、現に危険有害業務に就いている労働者を対象に、安全衛生教育推進要綱にしたがって、取り扱う設備等が新たなものに変わった時およびおおむね5年ごと定期に、当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項について実施するよう努めなければならない教育である。具体的な内容は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平元.5.22公示第1号、最新改正平8.12.4公示第4号）に危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムとして示されており、有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育を表5に例示する。

なお、派遣労働者については、特別教育は派遣先事業者に実施義務があるが、危険有害業務従事者の教育は派遣元と派遣先の両方の事業者に実施義務がある。

3) 職長教育

職長教育は、建設業、製造業（食料品・たばこ製造業、繊維工業、衣類その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業・出版業・製本業および印刷物加工業を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業において、初めて職長や監督者長の職務に就く者を対象に実施しなければならない教育である。具体的には、初めて管理職に登用する際の社内教育において、安全衛生面から安衛法第60条および安衛則第40条に規定された事項を加えた教育カリキュ

表5 有機溶剤業務従事者安全衛生教育（平8.12.4 厚生労働省公示4号）

科目	範囲	時間
1. 作業環境管理	(1) 有機溶剤蒸気の発散防止対策に係る設備及び換気のための設備並びにそれらの保守、点検の方法 (2) 作業環境の状態の把握及び整備	1.5時間
2. 作業管理	(1) 作業管理の方法 (2) 労働衛生保護具	1時間
3. 健康管理	(1) 有機溶剤の種類及び有害性 (2) 有機溶剤の使用される業務 (3) 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応急処置 (4) 健康診断及び事後措置	1.5時間
4. 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2時間
計		6時間

ラムを組む必要がある。

その後は、安全衛生教育推進要綱にしたがって、機械設備等に大幅な変更があった時およびおおむね5年ごと定期に、当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項について、能力向上教育に準じた教育を実施するよう努めなければならない。

なお、派遣労働者については、職長教育は派遣先事業者に実施義務がある。

作業指揮者のうち職長ではないものについては、指名時教育を、作業指揮者の職務、安全な作業方法、作業設備の点検および改善措置等に関する事項について、安全衛生教育推進要綱にしたがって、初めて当該職務に指名されたときに実施することが望ましい。

4) 安全衛生業務従事者に対する能力向上教育・

安全衛生専門家に対する実務向上研修

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育は、作業主任者、衛生管理者、安全衛生推進者、救護技術管理者などの安全衛生業務従事者に対して、免許試験や技能講習により資格を得て安全衛生業務に従事し始めた時およびその後は、機械設備等に大幅な変更があった時およびおおむね5年ごと定期に、当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項について、実施するよう努めなければならない教育である。具体的な教育内容は、労働災害の防止そのための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平1.5.22公示第1号、最新改正平6.7.6公示第4号）に各職種別に初任時、定期、随時の能力向上教育として示されている。

安全衛生専門家に対する実務向上研修は、産業医、労働衛生コンサルタント、THPの産業保健指導担当者などの安全衛生業務専門家に対して、随時、安全衛生業務に従事し始めた後で、当該業務に必要な専門的知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢および職場環境の変化等に対応した事項について、実施するよう努めなければならない教育である。

5) 経営首脳者の安全衛生セミナー

経営首脳者の安全衛生セミナーは、随時、経営トップを

対象に、安全衛生教育推進要綱にしたがって、労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項について、実施される教育である。また、安全・衛生管理特別指導事業場の経営首脳者に対しては、特別に「安全・衛生管理特別指導事業場等の経営首脳者等に対する安全衛生セミナーについて（昭59.10.9基発545号）」に基づく教育が実施される。

6) その他の労働衛生教育

高齢時教育は、安全衛生教育推進要綱にしたがって、高年齢労働者の労働災害発生率の高い業務および高所作業、作業強度の強い業務に従事する労働者のうち概ね45歳に達した者を対象に、高年齢者の心身機能の特性と労働災害に関する事項について、安全な作業方法・作業行動に関する事項について、健常の保持増進に関する事項について、実施される教育である。

海外派遣労働者の派遣前教育は、安全衛生教育推進要綱にしたがって、企業の海外支店、現地法人および海外提携企業等に派遣される労働者を対象に、派遣地の安全衛生対策等の職域における安全衛生情報、労働慣行および医療事情、治安、交通事情等の生活環境における安全衛生情報に関する事項について、実施される教育である。

その他、騒音障害防止のためのガイドライン（平4.10.1基発第456号）、VDT作業のガイドライン（平14.4.5基発第0405001号）など作業や課題別に示されている行政通達にしたがって、労働衛生教育を実施することが望ましい。また、近年は、過重労働やメンタルヘルスに関する対策を実施するうえで、効果的な労働衛生教育を実施することも求められる。

労働衛生教育は、予定を立てて計画的に実施するのものほかに、日常の業務や行事に伴って実施するものもある。たとえば、毎朝のKYT（危険予知トレーニング）、作業中のOJT（on the job training）、職場巡回、健康診断、保健指導、面接指導、衛生委員会などの機会に実施する個別または小集団に対する講話などである。

このようにさまざまな労働衛生教育が、集団または個人を対象として日常的に実施されることによって、労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクコミュニケーションが円滑に行われることが期待される。

表6 労働衛生教育計画における検討事項

課題、タイトル、キャッチフレーズ、実施責任者、講師、司会、アシスタント、形式（講義、シンポジウム、事例検討、グループ演習、実習）、会場、抄録、テキスト、参考資料、視聴覚教材、演台、スクリーン、指示棒、看板、マイク、アンケート、時期、時間、勤務日程や他の会議時間との調整、案内・広報、募集方法、出席者確認、教育実施記録、受講記録、修了証、予算、助成金申請、衛生委員会の利用、教育の評価指標と基準
--

3. 労働衛生教育の実際

1) 実施計画の立案

事業場における労働衛生教育は、基本方針と年間計画に沿って、準備したうえで実施される。したがって、産業医は、年初に、衛生管理者など事業場側の窓口担当者とともに、担当する事業場において実施しなければならない法定教育をリストアップするとともに、労働者の主体的なニーズを調査して、必要な教育課題を選択し、実施時期、対象、予算など表6に示した事項について、一年間に実施する教育計画の概要を決めておくことが望ましい。産業医による教育は、衛生委員会の機会に10～15分程度の時間を確保して定期的に実施するという計画も多い。また、全国労働衛生週間（10月第1週）およびその準備期間（9月）は、特別な企画を立てることができる機会である。そして、計画ができたら、衛生委員会の場で、事業所長や総括安全衛生管理者から基本方針とともに発表させることができると出席率向上に効果的である。労働衛生教育は毎年継続的に実施する必要がある。そこで、関係部署で役割分担を決めておき、担当者の人事異動があって業務上の申し送りとして実施されるような体制としておくことが望ましい。また、労働者個人からみて資格の認定や更新に必要な労働衛生教育については、人事記録で確実な管理をする必要がある。たとえば、人事異動などの際に、有資格者が必要な職場から有資格者がいなくなるような事態は回避しなければならないことから、計画的に教育を受講できるように指導していく必要がある。

2) 効果的な教育のポイント

労働衛生教育は、集団に対して社内の会議室において講義形式で実施されることが多い。これを、より効果的に実

表7 労働衛生教育の関連機関と提供している教育の例

中央労働災害防止協会 (http://www.jisha.or.jp/) 安全衛生トップセミナー、RST（労働省方式安全衛生教育指導員、セイフティートレーナー）教育、THPに関する研修（健康測定専門研修）
（学）産業医科大学 (http://www.uoeh-u.ac.jp/index.html) 産業医学基本講座、産業医実務研修センター短期研修
（財）産業医学振興財団 (http://www.zsisz.or.jp/) 健康管理講習会、産業医資質向上研修
（社）労働基準協会連合会 (http://www.zenkiren.com/) 衛生管理者試験準備講習会、衛生管理者能力向上教育、各種作業主任者技能講習
（社）日本医師会 (http://www.med.or.jp/) 産業医学基本研修、リフレッシャー研修、特定科目専門研修、リーダー研修
（社）日本産業衛生学会 (http://www.sanei.or.jp/) 特別研修会、産業医部会プロフェッショナルコース
（社）日本労働安全衛生コンサルタント会 (http://www.jashcon.or.jp/home.htm) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
（社）日本作業環境測定協会 (http://www.jawe.or.jp/) 作業環境測定士試験準備講習会、各種技術レベルアップ講習会
（社）全国労働衛生団体連合会 (http://www.zeneiren.or.jp/)
（独）労働者健康福祉機構都道府県産業保健推進センター (http://www.rofuku.go.jp/)

施するには、少人数または個人を対象にすること、ビデオなどの視聴覚教材を利用すること、事例や体験談を含めること、演習や実習を入れて受講者の参加を促す双方指向性の教育とすること、社外や健康保険組合など日常と異なる施設を利用することなどが考えられる。教育を担当する講師は、対象者の職種、受講態度、質問への反応などから対象者が理解し興味を持つような言葉づかいをするよう留意するとともに、「同業他社A社で実施している内容は・・・」、「最近マスコミ等でも話題のことです・・・」、「大事なことが○つあります。第一に・・・第二に・・・」のような言い回しで対象者を時々惹きつけるような工夫を施すことが勧められる。一方、事例を提示する際には個人が識別されないことや受講者に恥をかかせないことなどに注意する。また、対象者に行動変容を期待する教育は、社外の専門家（関係官庁職員、分野別専門家、同業界の他事業場関係者、安全衛生教育実施機関など）に依頼すること、演習では賞品を用意したり小集団別で競争させたりすることも効果的である。外部機関において労働衛生教育を実施している機関を利用することも効果的である（表7）。電子媒体によるe-ラーニングを利用すれば、対象者が、自分の都合に合わせて学習できる。

また、労働衛生教育は、実施側の独善的な内容であってはならず、対象者の知識、技術、行動に期待された改善がみられるものでなければならない。そこで、理解度テスト、アンケート、出席率、関係者の反省会などにより教育の効果を評価する指標と基準を設け、評価結果を基に、翌年は改善されるように努力することが望ましい。教育の内容、方法、新たなニーズの調査等について、常に最新情報を収集し、関係者から意見を聴取して改善することが望ましい。

なお、中小企業集団安全衛生活動促進事業による補助金（たんぽぽ計画、<http://www.jisha.or.jp/tanpopo/>）は、常用労働者数300人以下または資本金1億円以下を構成主体とする集団で都道府県労働基準局長の認可を受けた事業者集団を対象に、安全衛生教育を実施した場合の講師謝金、旅費、受講料、参加費、教材費などが補助される。